

Clip!

日本脳炎定期予防接種のお知らせ

問合せ先：健康推進課
保健・予防担当 ☎(46)5113

日本脳炎定期予防接種は、平成21年6月2日より、使用ワクチンに新日本脳炎ワクチン（乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン）が承認され、積極的な勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方には、接種年齢と接種内容によって順次、接種が行われてきております。

左記生まれの方は、平成24年度、積極的に勧めます（個人通知）年齢ではありませんが、日本脳炎予防接種の回数が増えているため、接種を希望をされる方は、母子健康手帳を持参し、健康推進課で予防票の交付申請をしてください。

接種回数の不足している方

- 平成9年4月2日～平成13年4月1日生まれ
- ※小学6年生、中学1年生、中学2年生、中学3年生
- 平成17年4月2日～平成18年4月1日生まれ
- ※小学1年生

母子健康手帳と「標準的な接種スケジュール」を照らし合わせ、必要な回数を接種するようにしてください。

不明な点は、お気軽に健康推進課へお問い合わせください。

■標準的な接種スケジュール(計4回接種)

第1期	初回1回目 2回目	6日～28日までの間に2回目を接種
	追 加	2回目終了からおおむね1年後に接種
第2期		第1期の3回接種終了後できれば5年をあけて接種



Clip!

新しい介護保険料が決まりました(65歳以上)

問合せ先：健康推進課
介護保険担当

所得段階	対象となる方	調整率	保険料/年
第1段階	●生活保護受給者の方 ●高齢福祉年金 ^{*1} 受給者で、世帯全員が市民税非課税の方	基準額×0.50	27,400円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額 ^{*2} の合計が80万円以下の方	基準額×0.50	27,400円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方	基準額×0.75	41,100円
(特例) 第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税の方で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額×0.91	49,900円
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税の方で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方	基準額×1.00	54,800円
第5段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の方	基準額×1.16	63,500円
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上190万円未満の方	基準額×1.25	68,500円
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上400万円未満の方	基準額×1.50	82,100円
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上の方	基準額×1.74	95,300円

65歳以上の方の平成24年度から平成26年度までの介護保険料については、高齢化の進展や利用者へのニーズを踏まえたサービス利用量の見込み、また、介護報酬の改定などを反映した結果、基準月額を現行の3,873円から4,561円(688円増・17.8%増)としました。所得段階については、これまでと同様の8段階9階層に設定しました。

この基準額(基準月額×12ヶ月)年額で計算)を中心に、所得に応じた負担となるように8段階9階層の保険料に分かれます。

**平成24年度から26年度の基準額
4,561円(月額)**

※1 高齢福祉年金 明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた方、または大正5年(1916年)4月1日以前に生まれた方で、一定の要件を満たしている方が受けている年金です。

※2 合計所得金額 「所得」とは実際の「収入」から必要経費の相当額を差し引いた額です。

Clip!

特定健康診査が始まります

問合せ先：健康推進課
保健・予防担当 ☎(46)5113

実施期間
6月12日(火)～27日(水)
※土日含む

実施場所 いきいきプラザ都留

健診当日、都留市に住居票がある方が対象です。1つの検査項目につき、年度内に1回のみ受診できます。健康保険証の種類・年齢(年度末年齢)によって健診の受け方が異なります。詳細については下記をご覧ください。なお、がん検診も同時に受診することができます。詳細については前ページをご覧ください。

対象者

- ① 20～39歳の国民健康保険の加入者(学生は除く)
- ② 20～39歳の社会保険などの被扶養者(学生は除く)
- ③ 40～74歳の国民健康保険の加入者
- ④ 75歳以上になっている後期高齢者医療保険加入者

健診内容と個人負担金は？

●特定健診内容
メタボリックシンドロームに該当するかどうかや心筋梗塞・脳卒中などの血管病を引き起こす危険因子がないかを調べるために①身体測定②腹囲測定③血圧測定④血液検査⑤尿検査を行います。

特定健診受診者で希望者は追加健診

診として貧血・尿酸・心電図・眼底検査の追加健診セットの受診ができます。

受診方法について

●昨年度都留市の特定健診または人間ドックを受診された方

6月上旬に健(検)診日を指定したお知らせ(問診票)をお送りしますので、お待ちください。

●昨年度都留市の特定健診を受診されていない方

左記期間にお電話にてお申し込みください。その際、保険証を手に用意してください。

氏名・住所・何の保険に加入しているか・保険者番号・保険証の記号番号・受診したい検査項目・生年月日・電話番号などをお聞きします。

●都留市国民健康保険加入者の40歳から74歳の方に4月下旬に「受診券」が配布されます。特定健診を受ける際に必ず「受診券」が必要になりますので、健診当日は必ず持参して健診会場にお越しください。

電話申し込み期間
4月5日(木)～5月8日(火)
※土日祝日は除く
9時～17時

注意事項
※いきいき人間ドック(対象は国民健康保険加入者で年度内に35・45・55・65歳になる方)を受診する場合は、特

■検査項目と検査料など

健診項目	健診料	個人負担金		
		39歳以下	40～74歳	75歳以上
特定健診	5,670円	1,750円	無料	無料
追加健診セット	1,850円	1,850円	900円	900円

社会保険などにご加入の方

※全国健康保険協会・健保組合・共済組合・国保組合などの健康保険

本人	職場や健康保険の保険者の行う健診を受診します。詳細は、職場または健康保険証の発行元にお問い合わせください。
被扶養者(40～74歳の方)	ご加入の健康保険によって健診の受け方が異なります。詳細は、職場または健康保険証の発行元にお問い合わせください。 ※都留市の集団健診を受けられる確認ができた方は、受診券を用意してください。上記内容の特定健康診査が受診できます。自己負担金はご加入の健康保険の保険者が指定する金額(一律ではありません)です。

定健診および各種がん検診などは受診できません。

※特定健診申込み後、保険証が変わった場合は、資格喪失の手続きを速やかに行うとともにいきいきプラザ都留へその旨を連絡してください。また特定健診につきましては新しく加入した医療保険者にお問い合わせください。